



地域における児童虐待の防止に向けて

全保協 児童虐待防止キャンペーン
(3回シリーズ No.1)

児童虐待は子どもの成長・発達にとって悪影響を与えるばかりか、時には子どもの命に関わる深刻な問題です。

いち早く発見し、支援の手を差し伸べるために、社会全体の協力が求められています。

あなたは、親への「育児をいつでもお手伝いします」「あなたの子育てを見守っています」というメッセージの送り手なのです。

監修
才村 純
(日本子ども家庭総合研究所
ソーシャルワーク研究担当部長)

児童虐待の種類 (法 = 「児童虐待の防止等に関する法律」)

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(法第2条第1号)



(殴る、蹴る、投げ落とす、首をしめる、熱湯をかける、タバコの火を押しつける、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物・毒物をのませるなど)

ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置など、その他保護者としての監護を著しく怠ること。

(法第2条第3号)

(家に監禁する、十分な食事を与えない、病気や怪我をしても適切な処置をしない、乳幼児をひどく不潔なままにするなど)



性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、または児童にわいせつな行為をさせること。

(法第2条第2号)

(子どもへの性交、性的行為の強要・教唆、性器や性交をみせる、ポルノグラフィーの被写体になることを子どもに強要するなど)



心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与えること。

(法第2条第4号)

(ことばによる脅迫、子どもを無視したり、拒否的な態度を示す、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、他のきょうだいは著しく差別的な扱いをするなど)



「虐待」とは

たとえ親の愛情から行われた「しつけ」であっても、結果的に子どもの心身に著しく有害な影響を与えているとすればそれは「虐待」であるといえます。みなさんの目からみて「おかしい、やりすぎではないか」と思う場合は、早めに専門機関に相談してみてください。

児童虐待の特徴

！発見が困難

児童虐待は家庭という「密室」で行われるため、これを見発するには保育所などの関係機関と地域の住民の協力が必要です。

！早期発見・早期対応が重要

迷っている間も子どもは危険にさらされています。虐待がエスカレートしていくほど、子どもに与える影響は深刻なものとなるため、少しでも早く発見・対応していくことが重要です。

！小さい子どもほど危険度が大きい

自分が虐待をうけていることを他の人に伝えることができず、虐待によって死にいたる可能性が高いため、いち早く対応する必要があります。

！ひとりで抱え込まない

児童虐待に対応するためには、高い専門性が要求されます。「虐待かな」と思ったら専門機関に相談してください。

ひとりで抱え込まないことが大切です。

通告後の対応の流れ

1) 児童相談所等による調査

通告を受けた児童相談所等は、通告者や関係者のプライバシーに十分に配慮しつつ、他機関と連携して早期に情報を収集します。

2) 子どもの安全確保

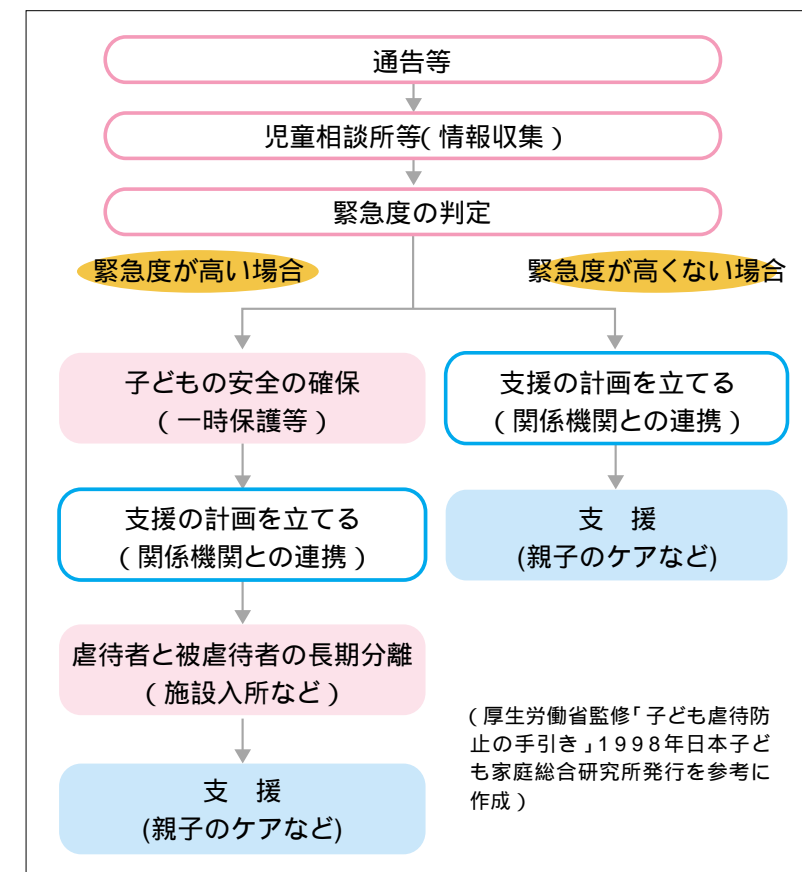
児童相談所では、子どもへの危険度を判断し、必要ときには一時保護を行い、子どもの安全を確保します。

3) 施設入所

親子分離することが必要と児童相談所が判断した場合は、施設入所させたり、里親に委託したりします。

4) 地域での生活支援

分離する必要がない場合は、地域の関係機関と連携して、再び虐待が起きないように家族を見守り、支援します。そのうえで、保育所は重要な役割を担うこととなります。



(厚生労働省監修「子ども虐待防止の手引き」1998年日本子ども家庭総合研究所発行を参考に作成)